

## 沼田町公告第33号

不用物品の売却について、地域限定型一般競争入札（以下「入札」という。）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月29日

沼田町長 横山



### 1 入札に付する物品

- |          |       |               |
|----------|-------|---------------|
| (1) 物品概要 | 事業名   | 発生材売払い事業      |
|          | 物品の仕様 | 鉄くず等 一式       |
|          |       | 詳細は別紙参考図書のとおり |

### 2 入札に参加する者の必要な資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 沼田町競争入札参加資格関係事務処理要綱に規定する競争入札参加資格者名簿において登録されており、かつ、北海道内に本店又は支店等を有しており、確実に履行可能な業者であること。
- (3) 入札参加申込の日から入札執行（開札）の時までの期間に、沼田町競争入札参加資格関係事務処理要綱第8条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。

### 3 入札に参加する者が順守されなければならない条件

- (1) 沼田町不用物品売却に関する入札心得の内容を承諾し順守すること。
- (2) 本公告に定める手続きに従って、あらかじめ入札の参加資格審査の申込みを行うこと。

### 4 入札の参加申請

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（別添）と一般競争入札参加資格審査申請書受理票（別添）を提出しなければならない。

また、入札参加資格審査申請書には、居住地の市町村長が発行した住民票（住民票コード及び個人番号以外の記載を省略しないもの。法人にあつては、履歴事項全部証明書）を添付すること（いずれの書類も原本であることとし、入札執行前3ヶ月以内に発行されたものであること。）

- (1) 提出期間 令和8年6月30日（火）から令和8年7月15日（水）まで  
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）  
毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所  
雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号 沼田町役場 建設課

(3) 提出方法

持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(4) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）に対しては、令和8年7月16日（木）までにその理由を付して電話で連絡する。

なお、令和8年7月16日（木）までに連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

6 非資格者に対する理由の説明

(1) 非資格者は、令和8年7月17日（金）までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は沼田町役場建設課に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 理由の説明は、令和8年7月21日（火）までに書面により回答する。

7 入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認めた者が、2に規定する資格を有しない、又はしなくなったと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

8 売却物品の仕様書、契約条項その他関係書類を示す場所及び期間

(1) 場 所

雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号 沼田町役場 建設課

(2) 期 間

令和8年6月30日（火）から令和8年7月15日（水）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで

(3) 仕様書等に関する質問は、質問書（別添）によるものとし、持参（又は郵送）により提出すること。

(4) 質問に対する回答は、回答書（別添）によるものとし、8（1）及び（2）により閲覧に供する。

9 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

10 入札執行（開札）の場所及び期日

(1) 場 所 雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号

(2) 期 日 令和8年7月24日(金) 午前10時00分

11 入札の方法

- (1) 入札は入札執行の場所において入札参加者が入札書を提出して行うものとする。  
なお、入札の回数は1回とする。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

12 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 落札者の決定方法

応札終了後、町は開札確認を行い、入札価格が予定価格以上、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき最高価格の入札者が複数ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

14 契約書作成の可否等

必要とする。

15 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

16 売買代金

落札者は、売買代金について、令和8年8月25日(火)までに、町が発行する納入通知書により納入すること。

17 危険負担

落札後、契約を締結した時点で、売買物件に係る危険負担は落札者に移転する。したがって、契約締結後に発生した売買物件の滅失、き損など町の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うことになり、売買代金の減額を請求することはできない。

18 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、沼田町財務規則(平成5年規則第3号)第110条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。
- (2) 競争入札に付し、入札者がいないときは入札を中止するものとする。
- (3) 入札者が1人しかいない場合であっても、入札を執行するものとする。

- (4) 入札の執行回数は、1回までとする。
- (5) この公告に定めるもののほか、沼田町財務規則その他関係法令等を遵守すること。

(6) 公告の写し等の交付

この公告の写し等の様式は、次のとおり交付する。

- ア 交付期間 令和8年6月30日（火）から令和8年7月15日（水）まで  
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）  
毎日午前9時から午後5時まで
- イ 交付場所 雨竜郡沼田町南一条3丁目6番53号 沼田町役場 建設課
- ウ 交付方法 その場所で直接交付する。
- エ 費用 無料とする。

その他入札に関し不明な点は、沼田町役場建設課管理グループに照会すること。

（電話0164-35-2116）